



市民活動を応援するページ



支援制度情報

市民活動の担い手育成を支援します

◎市民活動向上事業補助金

【募集期間：4月1日☎～30日☎午後5時必着※予算の範囲内】

対象事業 市内の市民活動の活性化につながる、団体のスキルアップ・人材育成、団体間の連携強化を目的とする活動（市民活動経験者がおおむね30名以上参加することが見込まれる活動）で、平成27年2月末日までに完了するもの

対象団体 市内で公益活動を行う5名以上で構成された団体

補助金額 補助対象経費の2分の1（上限20万円）

審査方法 書類審査、市役所担当課へのプレゼンテーション審査



◎新規団体・人材養成活動補助金

【募集期間：4月1日☎～平成27年1月30日☎※予算の範囲内】

新規団体活動補助金

対象事業 市内で実施される「福祉」「環境」「まちづくり」などの活動で、市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある事業

対象団体 市内で公益活動を行う5名以上で構成された団体（設立2年未満）

補助金額 補助対象経費の全額（上限3万円）

審査方法 書類審査

人材養成活動補助金

対象事業 専門知識・手法などを習得する講座などで、市民公益活動の推進に有効であると市が認める事業への参加

応募要件 4月1日現在で田原市内の市民活動団体（5人以上で構成する団体）に所属している方

対象経費 交通費、宿泊費、受講に必要なテキスト代、講座受講料など

補助金額 事業費（対象経費）の全額または一部（上限3万円）

※一団体あたり年間3名以内（ただし1名につき1回まで）

審査方法 書類審査



▲平成25年度新規団体活動補助を受けた「NPO木遊びまごまごネット」の活動風景

申請先 市民協働課 ☎23局 3504

その他 制度の概要、申請書の書き方など応募に関する相談は、市民活動支援センター（開設日は頁下段）で随時対応しますので、お気軽にご相談ください。また、応募の手引き・申請様式などは、市ホームページ（<http://www.city.tahara.aichi.jp/>）からもダウンロード可

新制度

「市民活動チャレンジ支援補助金」のお知らせ



青年層（概ね18～40歳）の市民公益活動を支援する補助金が平成26年度からスタートします。若者の皆さん、地元の仲間同士、職場の同僚同士で、市民活動にチャレンジしてみませんか。

募集に関する詳しい内容は、広報たはら4月15日号、市民活動支援センターホームページなどでお知らせします。

※各種補助制度の実施は、平成26年度予算の確定が条件となりますので、あらかじめご了承ください。

田原市民活動支援センター

<http://www.city.tahara.aichi.jp/kyoudou/>

☎22局 1111（内線812）※開設時間のみ

FAX 23局 0180 ☎ shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

メールマガジン始めました！

センターから市民活動に関する新鮮な情報を随時、お届けします。配信ご希望の方は、メール本文に「メール配信希望」とご記入の上、左記センターアドレスへメール送信ください。

